



けいそう 勁草法律事務所

「疾風に勁草を知る」
「会社経営者・個人事業主の皆様にとって
いつでも頼れる存在に」

稻荷町電停方面から当事務所所在ビル
JR広島駅から徒歩8分／稻荷町電停 徒歩2分



おはようございます。勁草法律事務所です。



彼岸花が昨年見掛けたのと同じ場所で咲いているのが見られるようになりました。いつの間にか蕾が伸びて咲き始めていました。昨年は暑い日が多くつたので、いつも通りに咲くのかなと思っていましたが、ちゃんと彼岸頃に咲いていました。今年は少し早いように思います。今週末から大型の台風の影響で雨風が強くなりそうですので、お気をつけてお過ごしください。

今回のオリジナルの記事は、所有者不明土地その他に関する法改正に関連した記事・電子契約・電子署名の活用と注意点についての記事です。それ以外の記事は税務会計に関するものになります。

所有者不明の土地その他に関する法改正がされました。遺産分割未了の土地についてはどうなるのでしょうか？

21.09.06 | オリジナルメルマガ



令和3年に土地の隣近所の法律関係の改正・所有者不明土地を含めた共有に関する規制の改正・相続開始から10年を超えて遺産分割がなされない場合の規制などが変更されました。このほかに、ハードルが存在しますが、相続で取得した土地を国に引き取ってもらう制度・相続登記に関する申告登記などの義務化等がされました。

今回は遺産分割未了の場合の改正内容を中心に触れていきます。



○相続開始から10年以上遺産分割がなされない場合の扱い

所有者不明の土地については多く該当しそうですが、そうでなくとも様々な理由から相続開始から10年を超えて遺産分割がなされないケースはままあります。これまで戸籍関係を土業が職務上請求の制度を用いて調査し（遺産分割協議を行う等の依頼事項があるのが前提です）、かなり縁遠い相続人の間で遺産分割協議を行う・協議が整わない場合には遺産分割調停の申し立て（調停に代わる審判）に至るケースが存在してきました。

今回の改正で新たに相続開始から10年以上遺産分割がなされていない場合の規律が設けられました。遺言がなく複数の相続人がいる場合には、各遺産について相続分において共有の形になります。通常、遺産分割協議で

は,法定相続分や指定された相続分を特別の財産の維持のための貢献の考慮（寄与分）の他に生前の援助の調整（特別受益）等を考慮して行うことになります。10年以上経過した場合には,同じく遺産分割協議がなされる反面,法定相続分・指定相続分で分割協議を行うこととなりました。修正を図る利益を奪われるという点でこれまでとの違いがあります。

例外的に,10年以内に遺産分割協議を行えないことに「やむを得ない理由」がある場合にはそうはいきませんが,その理由は限定されています。いわゆる病気その他というのでは不十分で,10年経過の直前にいそれまで行われてきた遺産分割調停を取り下げる等法律上の障害が存在した場合に限られています。

このほか,被相続人の方が土地や建物の持ち分を持っている（共有者である）場合があります。この場合に共有関係の解消は基本的には遺産分割ではなく共有物分割の制度（この制度自体も一部改正が加えられています）によるはずですが,この制度にも改正が加えられています。それによると,相続開始後10年が経過するまでは遺産に属する共有持ち分を共有物分割により共有を解消することはできません。10年を経過することで共有物分割の方法により解消をすることができるようになりますが,相続人の中からこの方法による解消に対する異議を一定の期間内に申し出た場合には,共有物分割はできなくなります。ちなみに,この制度によって共有関係が解消された場合には,遺産分割の前に遺産に属する財産が相続人の一部により処分される場合にあたります。この場合には,共有物分割を求めた以外の相続人全員が同意をすれば,民法906条の2の適用を受けることになります。

○所在が分からぬ相続人の持つ遺産共有持ち分は？

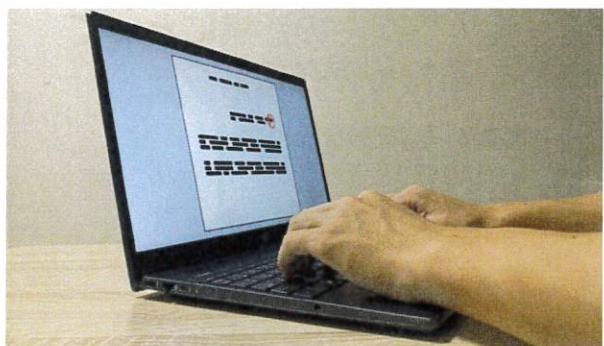
先ほど触れました戸籍や住民票関係の職上請求を使うことで相続関係で分からぬ部分が出るケースはそこまではないと思われますが,所在不明者が出てくる可能性はあります。

所在不明の相続人（というか共有者）の持ち分への対応としては,①特定の共有者に所在不明者の持ち分を取得させるよう裁判所に申し立てる②他の共有者から持ち分を取得することを前提に,所在不明者の持ち分を譲渡する権限を特定の共有者に与えるよう裁判所に申し立てる制度になります。この制度は,相続人の中から異議を出されると,裁判所が手続きを進めることができなくなりますので,活用を考える際には,異議の可能性や譲渡の見込みなどを事前に確認しておく必要があります。所在不明者が何かしら異議を出すことは考え難く（そもそも,それなりに利害の関心があれば話し合いがなされているのが普通です）,この辺も踏まえた事前の準備がポイントになるでしょう。

所在不明者である共有持ち分を持つ方やその方が所有する土地に関しては,管理制度なども設けられるところです。それぞれの制度や見通しなどをきちんと理解しておく必要があります。残りの改正点は次に触れていく予定です。

電子契約・電子署名の活用と注意点について

21.09.13 | オリジナルメルマガ



少し前に押印廃止の話があり、現在も議論中のところです。他方で、新型コロナウィルス感染拡大もあって、非接触で行える電子契約・電子署名の利用も少しずつではありますが増えてきたように思います。

今回は、こういった電子契約・電子署名の活用にあたって、どういったメリットやデメリットがあるのか、注意点も含めて取り上げます。



○電子契約とは？利用のメリットについて

電子契約については法律上の定義などはなく、一般的に紙媒体で作成していた契約書をPDF形式などで電子化し、インターネットなどの通信回線により契約の相手方へ送付し、内容の合意に至ったことの意思表明として電子署名や成立時期を証明する電子的なタイムスタンプを入れるものです。

電子契約を利用するメリットとしては、紙媒体でない形での保存になるため、かさばらずにできる、電子契約の場合、原本の保管で生じうる紛失や改ざんのリスクをバックアップ保存で防げることなどが挙げられます。また、書面での締結の場合、特に遠方ですと郵送して署名・押印をもらうことになるため、最終的な締結まで1～2週間かかることが多いです。これに対して電子契約の場合には、印刷して郵送することがなくなる

ため、その分契約締結をスピーディに行うことができます。さらに、紙による契約書でないため、印紙税の対象にならないことから、印紙代の節約や、紙での締結に至るまでのコストも削減できます。

○電子契約を利用する場合のデメリットとは？

これは今まだ議論中の押印に関する話とも関わることになりますが、電子契約の場合、電子署名の方法によっては、裁判上文書の真正を証明するのに十分でないとされる可能性があります。そうなると紙媒体での書面と比べると法的効力に劣るリスクがあります。

またたまにあるのですが、契約日を遡る必要があることがあります。しかし、電子契約の場合には電子署名や、タイムスタンプにより電子文書自体に作成日付が書き込まれて変更できなくなっています。そのためバックデータをする必要があるときは効力発生日がいつになるのか別で記載しないといけなくなります。

さらに紙の契約書では、一旦交付した原本を返してもらい撤回することができます。しかし電子契約の場合は原本・写しの区別がないので、いざ撤回するとなると、意思表示を撤回したとの通知を相手が受け取ったという電子文書を別途作って送付しなくてはならなくなります。加えて締結後の条項削除や訂正についても電子契約では、その後の変更が改ざんになりかねないので、覚書など別で作る必要が出てきます。一旦締結した後の変更が柔軟にできないことから、作成にあたっては紙媒体の場合以上に内容面に注意を要するでしょう。

また、あまり多くはないのですが法律上電子契約は認められないことがあります。法改正などで保証契約や書面による消費貸借契約は電子文書でも行えるようになりましたが、定期賃貸借契約は電子文書で行えないため、従来通り紙媒体による必要があります。

それから、電子契約を交わしたあとに裁判でその内容が問題になる場合に備えて、どのように保存するかについても意識しておいた方が良いでしょう。一般的には電子契約自体の対象物（PDFファイルなど）の提出で足りるとされています。ただ、契約の成立について争われるような場合には、電子署名検証画面をプリントアウトしたものや、契約締結に至る交渉経緯についてのメールのやり取りなどを印刷して提出しなければならない可能性があります。そのため、そういう対応をしなければならなくなることも踏まえ、証拠を保存する・メール送付などにより証拠化しておくと良いでしょう。

○電子署名をしたあと契約書を保存するときの注意点

電子署名での契約については、法律（電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法の特例に関する法律）で電子取引にあたるとされることから、7年間保管しなければなりません。また、事業に関する重要な資料としての契約は、会計帳簿閉鎖から10年間保存する必要があります。そうすると、実際のところ契約期間はもちろんですが、契約が終わってからも少なくとも10年程度は保存する必要があり、場合によってはそれ以上に保存しておいた方が良いケースもありますので、注意が必要です。

税務署へ行かずして税務手続きが可能に！『税務行政DX』の概要

21.09.07 | ビジネス【税務・会計】



2021年6月、国税庁が『デジタルを活用した、国税に関する手

続や業務の在り方の抜本的な見直し』に取り組んでいくことを公表しました。

いわゆる『税務行政のデジタル・トランスフォーメーション（税務行政DX）』と呼ばれるこの取り組みは、税務署に行くことなく、あらゆる税務手続きをオンラインで行える社会の実現を目指すものです。

今回は、経理担当者であれば知っておきたい税務行政DXについて説明します。

税務行政DXで実現する『利便性の向上』



デジタル技術の活用によってサービスや仕事に革新をもたらす、デジタル・トランスフォーメーション（DX）を推進する動きが社会全体に広まっています。

この流れを受けて、国税庁では『納税者の利便性の向上』と『課税・徴収の効率化・高度化』を2本柱とした税務行政DXを推し進めていくことを発表しました。

国税庁は、2017年に公表した『税務行政の将来像』を改定し、税務行政DXを踏まえた『税務行政のデジタル・トランスフォーメーション－税務行政の将来像2.0－』を2021年6月に公表。

そのなかで、あらゆる税務手続きが税務署に行かずにできる社会を目指すと明言しています。

税務行政の将来像2.0では、納税者の利便性の向上のための構想として『申告・申請等の簡便化』が掲げられています。

これまで、基本的に確定申告は税務署に直接出向むいたり、e-Taxを利用する場合も事前に申告・申請データを作成したりという煩雑な作業が伴いました。

この簡便化では、確定申告に必要なデータ（給与や年金の収入金額、医療費の支払額など）を申告データに自動で取り込むことにより、数回のクリック・タップで申告が完了する仕組みの実現を目指しています。

還付金振込口座の入力も不要になるため、利用者の負担が減ることが期待されます。

また、申請・届出に関しても、これまで個々の手続きごとに様式が決められており、オンラインでも書面様式を前提としたフォーマットへの入力が必要でした。

これを改善し、一度提出した情報を二度提出させない『ワンスオンリー』の観点から、**将来的には提出物を減らし、必要なものについても入力事項を最小限にする仕組みづくり**を目標としています。

具体的には、政府が運営するオンラインサービス『マイナポータル』やe-Taxのアカウントと連携し、過去に提出した申請・届出の状況や納税の状況などに関する情報を蓄積します。

たとえば、各種特例の届出をする場合には、そのなかから必要な項目にチェックを入れて『届け出る』を選択するだけで、手続きができるようになります。

そして、特例適用状況および納税証明書の確認も、マイナポータルやe-Taxのアカウント画面で行えるようになります。

2022年にはスマホ決済サービスも導入予定

税務相談についても、国税庁ホームページに掲載しているよくある税の質問に回答する『タックスアンサー』の充実やチャットボットの改良などで使い勝手の向上に取り組んでいます。

国税庁のチャットボット『ふたば』は、税務署に来署せずともオンラインでAIが税務に関する疑問に答えてくれるサービスとして、2020年10月にスタートしました。

しかし、運用が始まったばかりということもあり、年末調整に関する疑問や所得税の確定申告に関する疑問など、対応項目が限定的でした。

今後は、対応項目を順次拡大していく、さまざまな税務相談への対応を可能にするとしています。

また、一般的な税の質問に答えるタックスアンサーについても、これまで大きな分類項目から小さな分類項目へと順次選択していく構造になっており、知りたい情報にたどり着きにくい点が課題でした。

2022年4月には、より使い勝手を向上させた改善版がリリースされる予定であると発表されました。

ほかにも、国税庁ではキャッシュレス納付を今後も推進していくとしています。

すでに現時点でも、税金の納付に関しては税務署や金融機関の窓口、口座振替で納付するほか、インターネットバンキングによるオンライン納付、コンビニ納付、ダイレクト納付（e-Taxを利用したオンライン納付）、専用サイトを利用したクレジットカードによる納付など、さまざまな方法があります。

さらに、2022年からはスマートフォンを使用した決済サービスによる納付も導入される予定です。

納付手段の多様化によって利用者の利便性の向上を図り、同時に現金管理に伴う社会的なコスト削減のため、キャッシュレス納付も推し進めていくというわけです。

税務行政DXによってさまざまな税務手続きが、将来的に簡単・便利になっていきます。

企業の経理担当者は自社の税務処理にも関係の深い、税務行政の未来像について知っておきましょう。